

返戻金制度について

令和6年11月1日

求職者が求人者に採用され、内定後もしくは入職後30日以内に、自己都合または当該求職者の責に帰すべき理由により退職または解雇となった場合で、かつその事実が発生してから5営業日以内に求人者より当社に申告されたときに限り、当社は手数料を50%減額するものとする。

この減額対応にあたり、当社は求人者に対して、当該退職・解雇の事実および理由が確認できる書面等の提出を求めることができるものとし、求人者はこれに応じるものとする。

なお、採用後30日目の所定労働時間終了時点までに退職・解雇が確定していない場合、または当社に起因しないその他の理由による退職・解雇については、本制度は適用されないものとする。

(※本内容は当社利用規約より抜粋)